消防法施行令別表第 1 防火対象物の項別区分		非特定防火対象物の用途
(5)項		寄宿舎、下宿、共同住宅
(7)項		学校その他これに類するもの
(8)項		図書館、博物館、美術館など
(9)項		公衆浴場(蒸気浴場、熱気浴場を除く)
(10)項		車両の停車場、船舶若しくは航空機の発着場
(11)項		神社、寺院、教会など
(12)項	1	工場、作業場
		映画スタジオ、テレビスタジオ
(13)項	1	自動車車庫、駐車場
		航空機等の格納庫
(14)項		倉庫
(15)項		事務所等((1)項から(14)項までに該当しない事業場)
(16)項		複合用途防火対象物のうち、特定用途部分を含まないもの
(17)項		重要文化財など